資料3

平時における地方公共団体の入札・発注のあり方について（制度・体制）

WG全体における主な論点（総論） 1/4

国土交通省

◆入札・発注WGにおいてご議論いただきたいポイント

①発注者職員の不足に起因して、多くの課題を抱える発注者の「体制」の補完・支援

- 厳しい財政事情や発注担当職員の不足等の課題を抱える地方公共団体の入札・発注事務の体制やそれを補完・支援する方策について

 → とりわけ課題が顕著な小規模市町村を念頭に、事務負担の軽減・効率化に加え、受発注者双方でその体制を確保する取組の強化に関する検討（発注事務の共同化・広域化、第三者機関による発注代行、発注者支援（CM方式）の活用）

第１回WGにおける各委員のご発言

- 災害時、他自治体からの中長期派遣職員の支援に助けられているが、今後も継続していけるのか懸念。（木村委員）
- 外部委託の件は、災害時に有効だと思うが、市町に先立つもの（予算）がなく使えない。使えるようになると良い。（木村委員）

WG全体における主な論点（総論） 2/4

◆入札・発注WGにおいてご議論いただきたいポイント

②建設業の持続性が確保され、円滑かつ迅速な施工のための「入札・契約制度」の改善

- 平時より受発注者双方で抱える課題を検証し、適正な予定価格の設定や契約変更等が行われるような環境構築により受発注者間の対等なパートナーシップを促進する方策について
- 加えて、災害時に、地域建設業の連携のもと迅速な復旧・復興を可能とする仕組みや環境の構築について
 - → 持続可能な地域建設業の実現のため、発注者の事務負担の効率化も図りつつ、適正な利潤の確保が可能となる入札・契約制度の更なる取組の強化に関する検討
 - → 広域的な連携や包括発注を含め、施工体制の安定的な確保を図りつつ、地域防災力を向上する方策の検討

第1回WGにおける各委員のご発言

- 県発注工事では大ロット化や技術者要件の緩和、宿泊費・通勤費計上、概略発注などの工夫を行っているが、不調不落率が10%ほど。輪島市で災害復旧工事を対象に技術提案・交渉方式を導入。数十～数百の案件を一括化。7月に契約、10月からキックオフ。（木村委員）
- 論点①②に関して、建設業が厳しい状況にある中で、予定価格の適切な設定等が当然行われることは前提として、業界全体が成長していくにはどうするか議論する場と認識。現行の入札発注における体制、方式を適切かつ円滑に行うだけでは不十分で更なる議論が必要。（堀田委員）
- 多様な入札制度が準備されていることは認識したが、実態として活用が進んでいない。一方で、受注者側の創意工夫を促す事が必要。技術提案・交渉方式や包括発注は本来難しい工事に限定したものではないので、受発注者双方で活用されるよう整理が必要。輪島市の技術提案・交渉方式の例などは好事例。自治体の課題感などが整理されればと感じる。（堀田委員）
- 「資料4全建プレゼン（P7）」に対する大森委員の指摘（予定価格へ7～10%上乗せする合理性）に関して、自身の考えとして、今日的な積算方法を考えると、利益の部分を積みますことができるのでは。各法令（会計法等）に予定価格の計上方法に関する定めはない。税金を使うことが他の手法をとるより効果が大きいと認められれば、利益を積み上げることはアイデアとしてあるのではないか。建設業の足腰を強くすることは、税金を使うことに適うのではないか。（大脇委員）

WG全体における主な論点（総論） 3/4

国土交通省

◆入札・発注WGにおいてご議論いただきたいポイント

③価格変動リスクの低減や災害時における迅速な復旧工事の発注に繋がり得る「オープンブック・コストプラスフィー方式（支払方式）」の活用

- 資機材価格等の上昇局面や、迅速な工事施工が求められる大規模災害等において、コスト等の透明性を担保することで受発注者の情報の非対称性を是正しつつ、円滑に工事を進めるための契約手法の一つとして期待される同方式に関して、課題整理の上、導入条件等を検証

→ 中建審・基本問題小委員会における議論を踏まえ、次の点に留意し検証を行う

※国内先行事例や海外事例との比較、受発注者間の協議等のあり方、受発注者間の責任分担のあり方等

第１回WGにおける各委員のご発言

- OBCFについてどこまで議論をすればよいのか。多くの課題を解決する一方で、従来の方法と大きく異なるが、地方自治法において対応できるものなのか、古い枠組みにはまらないのではないか。（大脇委員）
- 自治体の発注について、その契約手続きの適切性に関して住民訴訟をされた場合、裁判所に厳しい判断がされることも考えられる。（大脇委員）
- 復興CMにおいてOBCFが可能となったのは、発注代行としてURが間に入っていることがポイントかもしれない。（入企室）

WG全体における主な論点（総論） 4/4

国土交通省

◆入札・発注WGにおいてご議論いただきたいポイント（総論）

①発注者職員の不足に起因して、多くの課題を抱える発注者の「体制」の補完・支援
②建設業の持続性が確保され、円滑かつ迅速な施工のための「入札・契約制度」の改善
③価格変動リスクの低減や災害時における迅速な復旧工事の発注に繋がり得る「オープンブック・コストプラスフィー方式（支払方式）」の活用

第１回WGにおける各委員のご発言

- フィーとは技術や段取りに対する対価であり、その中に利益が含まれる。OBCFのフィーとは何を指すのか。（大森座長）
- 公共工事によっても一定の技術力があれば良い工事と、一定以上の技術力が必要な工事がある。そのような認識についても考える必要があるのでは。（大森座長）
- OBCFも含めて、突き詰めていくと、建設工事において利潤とはどうあるべきなのかが問われていると認識。技術力・ノウハウをどう評価するか。フィーをどう捉えるべきか。適正利潤の水準はどうあるべきか。具体的な検討の場は、親会議なのかもしれないが、OBCFを通じて確認できると良い。（伊勢課長）

第2回WGでご議論いただきたい内容（入札・発注のあり方）

国土交通省

◆ 第１回WGの議論におけるポイント

- 課題が顕著な小規模市町村を含むあらゆる地域において、持続可能な成長産業としての建設業という観点から建設企業が成長できる魅力ある環境の実現が必要である。
- 労務費の確保と行き渡りを含む、建設業従事者の処遇改善や働き方改革等に関する取り組みにより、持続可能な建設業の実現の加速化が求められるとともに、建設産業の成長に向けた取組を行う建設業者における適正な利潤の確保が必要である。

◆ **第2回WGにおいてご議論いただきたい内容**

地方公共団体発注工事において

① 「適正な予定価格の設定」のため更に取り組むべきことは何か。

② 持続可能な成長産業となることを目指すとともに、地域の建設業者が主体的に地方公共団体の「パートナー」として参画していく上で何が必要か。

③ 地方公共団体において活用が進んでいない仕組みを活用するために何が必要か。

※ 地方公共団体の発注体制が不足しており、発注事務に多くの課題を抱えていることにも留意が必要。

第2回WGでご議論いただきたい内容①

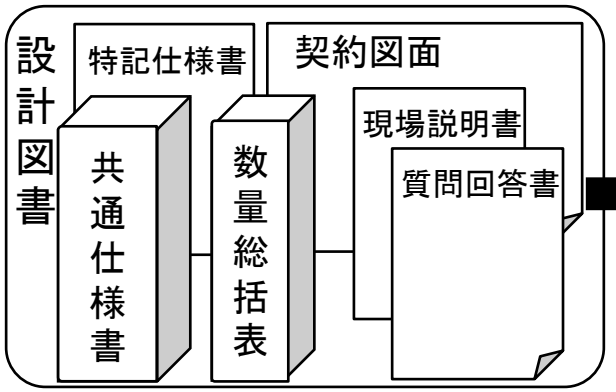
- 「適正な予定価格の設定」のため更に取り組むべきことは何か。

適正な予定価格の設定

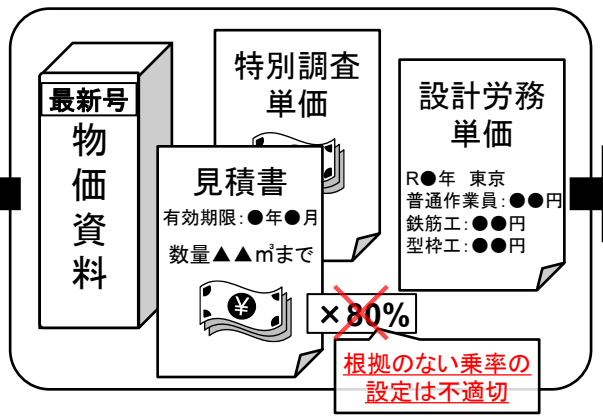
国土交通省

○予定価格の設定にあたっては、①適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、 ②市場における労務及び資材等の最新の実勢価格が適切に反映し、 ③実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこと　により適正な価格を設定する必要がある

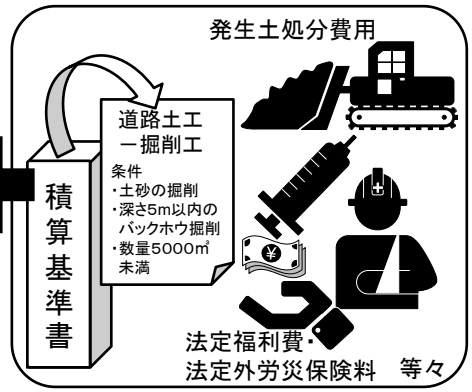
適切に作成された仕様書・設計書

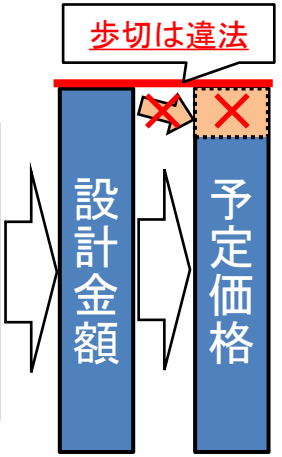


労務・資材等の最新の実勢価格



通常妥当な経費の積算





適正な予定価格設定の確認ポイント

○工事目的物や現場の施工に関して必要な仕様が明確に記述されているか
○各種技術基準等に照らして実現可能な設計か
○設計書の各資料において脱漏や誤記は無いか
○設計図書の各資料間の内容は整合しているか
○現場条件等の必要な事項について、現場説明書等において条件明示が適切になされているか

○労務費には、地域にあわせた最新の設計労務単価等を反映しているか
○物価資料の価格を適用する場合は最新の刊行物に掲載されている価格に基づいているか
○見積等の価格を適用する場合に適切に反映できているか（根拠のない乗率等は設定しない）
○工事の条件と見積や物価資料掲載の価格の前提条件（有効期限や施工数量）が整合しているか

○積算基準等に基づいて、現場条件等に整合した歩掛等を適用した妥当な積算ができているか
○建設副産物の運搬・処分に要する費用、法定福利費や法定外の労災保険料等の経費が含まれているか
○歩切（設計金額の一部を、予定価格の設定段階において控除する行為）を行わず、設計金額と同額の予定価格を設定しているか

（参考）入札契約適正化法に基づく適正化指針における記載（抜粋）※

（1）適正な予定価格の設定に関すること
　ダンピング受注は、・・・公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、・・・建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要がある。このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うものとする。

※：適正化指針　第２ 入札及び契約の適正化を図るための措置　― ４ 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項より

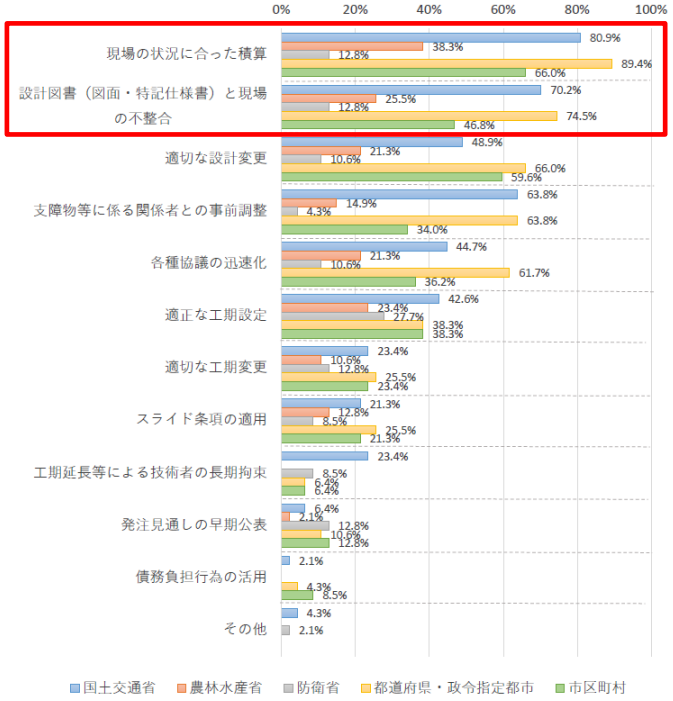
適切な予定価格の設定に関する課題

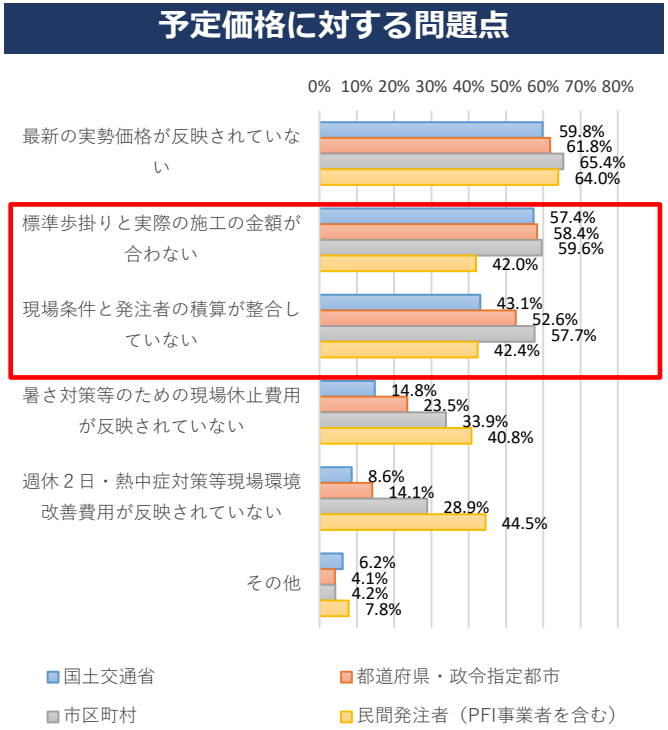
国土交通省

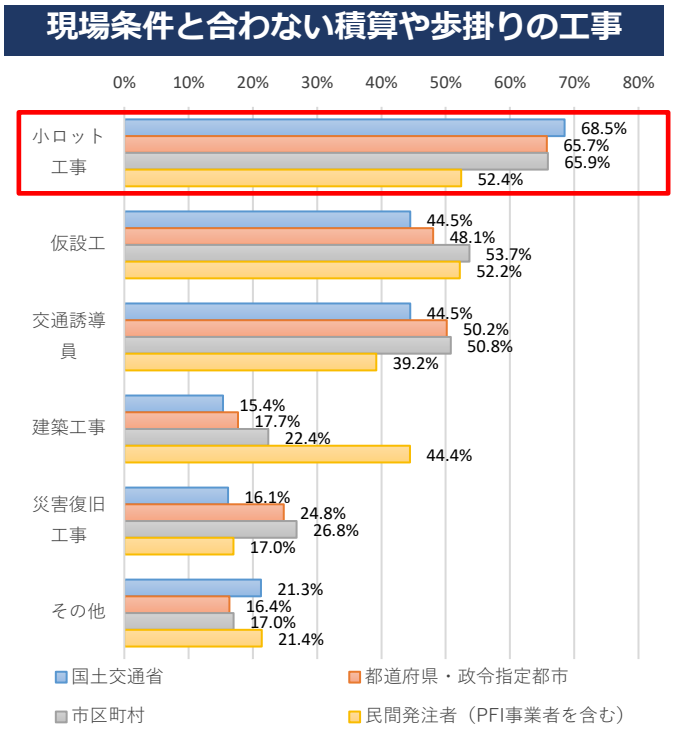
第１回入札・発注WG（令和8年10月１日開催）資料を基に編集

○ （一社）全国建設業協会調査結果（R8.9）より、適切な予定価格の設定に関連する課題として、次の点が挙げられている。
- 仕様書・設計書に対する課題：「設計図書（図面・特記仕様書）と現場の不整合」等
- 歩掛に対する課題　　：「現場の状況に合った積算」、「現場条件と発注者の積算が整合していない」等

○ 特に現場条件と合わない積算や歩掛りの工事として、「小ロット工事」が挙げられている。







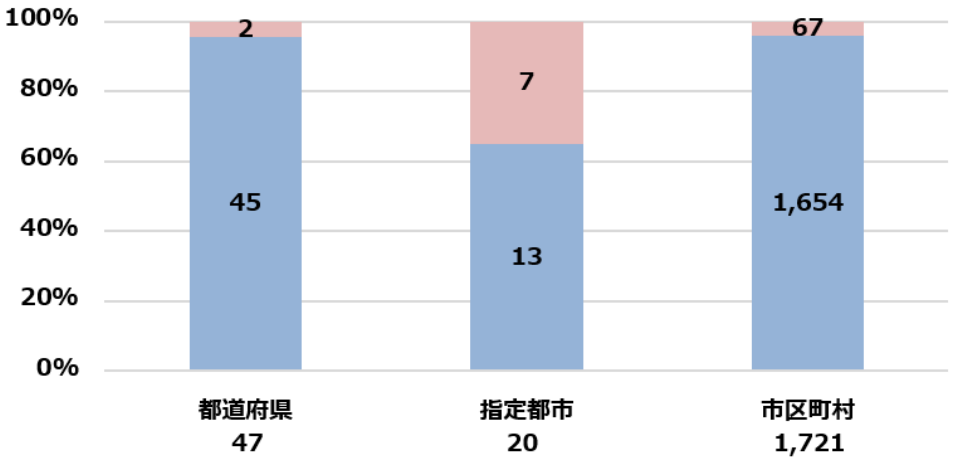
※一般社団法人全国建設業協会「令和8年度発注関係事務の運用状況等に関するアンケート」（R8.9）

単価の更新状況

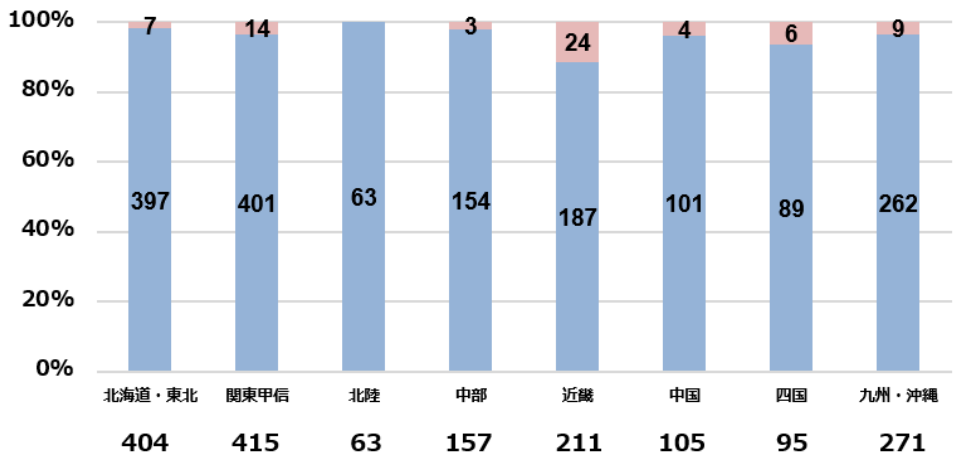
国土交通省

出典：令和7年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査

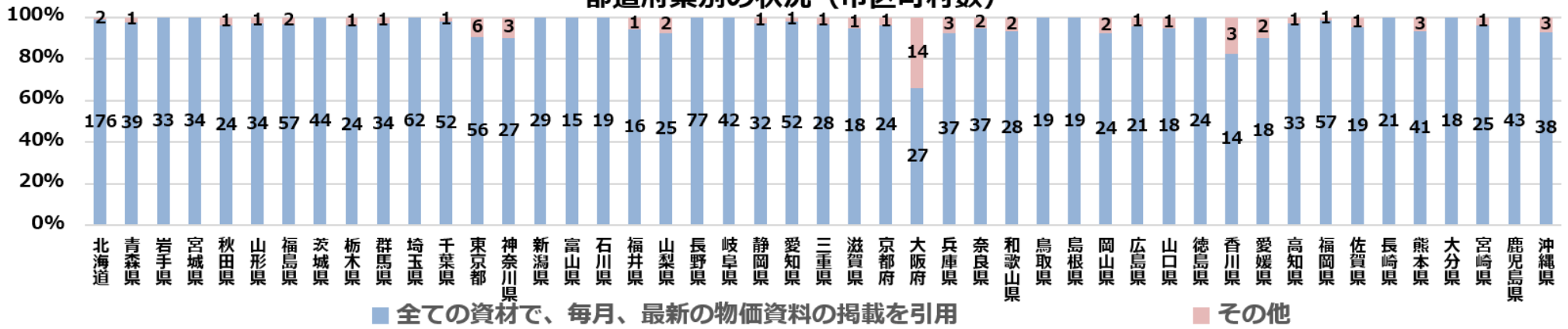
全国の状況



ブロック別の状況（市区町村数）



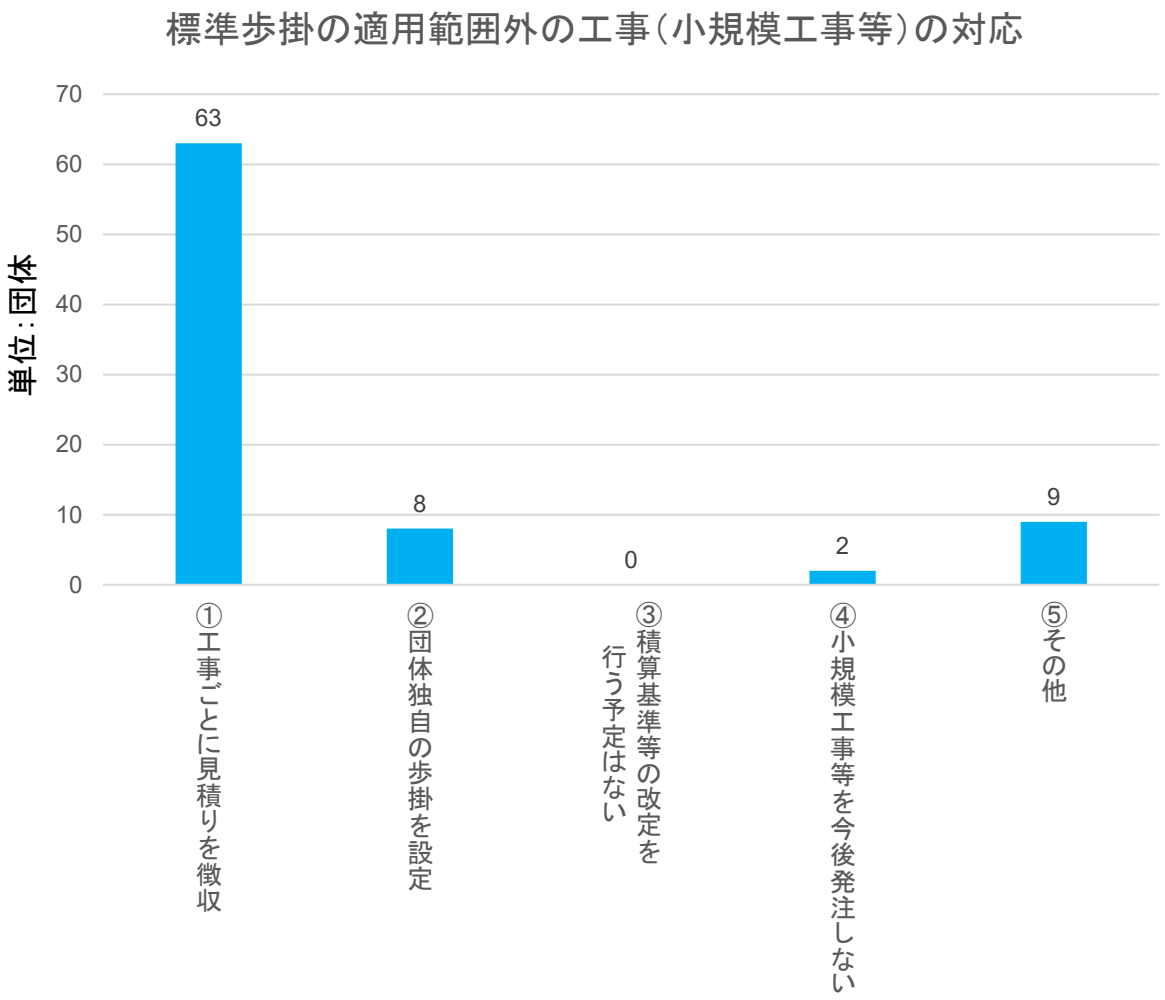
都道府県別の状況（市区町村数）



標準歩掛の適用範囲外の工事（小規模工事等）への対応

○ 令和8年度より、一部工種において、土木工事標準歩掛の使用にあたり、積算者が適用可否の判断をしやすいように適用範囲及び施工方法などが詳細化されたことを踏まえ、土木工事標準歩掛が適用できない工事の対応について調査を実施。

○ ほとんどの団体が工事ごとに見積りを徴収し対応。



※工種ごとに対応が異なる場合は複数選択可

⑤その他の回答

- 一部の単価で古い基準を適用しているが、実績もあるため問題が無いと判断している（名古屋市）
- 現場条件に合わせた重機の選定や1日未満で完了する作業の積算を採用するなどしている（岡山市）
- 特定の事業（水道事業の小規模掘削等）においては、以前から標準歩掛にない独自の歩掛を設定している（北九州市）
- 対応検討中（福井県、高知県、福岡市）

ご議論いただきたい内容（入札・発注のあり方）①

①「適正な予定価格の設定」のため更に取り組むべきことは何か。

＜地方公共団体の現状＞

- 適切に作成された仕様書・設計書
 - 設計図書と現場条件（仮設計画等）の不整合等といった課題が生じていることから、現場条件を適切に設計図書へ反映する取り組みを促進する必要がある。
- 単価（最新の実勢価格の反映）
 - 実勢価格が積算に反映されていないという指摘がある一方で、多くの自治体においては全ての資材で毎月最新の物価資料の掲載を引用している。
- 実際の施工に要する通常妥当な経費
 - 地方公共団体においては、国交省積算基準を参考に毎年積算基準を改定しているが、発注者の積算が現場の施工実態等に即していないという指摘があることを踏まえ、適切な歩掛の設定や見積書の徴取等の取り組みを促進する必要がある。

第2回WGでご議論いただきたい内容②

- 持続可能な成長産業となることを目指すとともに、地域の建設業者が主体的に地方公共団体の「パートナー」として参画していく上で何が必要か。

ご議論いただきたい内容（入札・発注のあり方）②

② 持続可能な成長産業となることを目指すとともに、地域の建設業者が主体的に地方公共団体の「パートナー」として参画していく上で何が必要か。

地方公共団体において多様な入契方式の活用が進んでいない現状はあるものの、標準定型的な公共工事を含めて、各制度を活用することにより、

- 地域の守り手としての取り組みを評価する方策は何があるか
- 地域の建設業の生産性向上を促すための方策は何があるか
- 適正な事業推進を図るために、地域の建設業者が施工ノウハウや創意工夫を発揮し、発注者とのパートナーシップを促す方策は何があるか

品確法に基づく多様な入札契約制度の導入・活用

国土交通省

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）

第十四条　発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る**公共工事の性格、地域の実情等に応じ、**この節に定める方式その他の**多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる**。

1．多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

（1）契約方式の選択

事業・工事の複雑度、施工の制約度、設計の細部事項の確定度、工事価格の確定度などを考慮

事業プロセスの対処範囲に応じた方式

- 工事の施工のみを発注する方式
- 設計・施工一括発注方式
- 詳細設計付工事発注方式
- 設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

発注単位に応じた方式

- 維持管理付工事発注方式
- 包括発注方式
- 複数年契約方式

発注関係事務の支援対象範囲に応じた方式

- CM方式
- 事業促進PPP方式

など

（2）競争参加者の設定方法の選択

原則として一般競争入札を選択※

※指名競争入札、随意契約の活用を考慮する場合の考え方を指針に記載

- 一般競争入札
- 指名競争入札
- 随意契約

（3）落札者の選定方法の選択

価格以外の要素の評価の必要性、仕様の確定の困難度などを考慮

- 価格競争方式
- 総合評価落札方式
- 技術提案・交渉方式
- 段階的選抜方式

など

（4）支払い方式の選択

工事進捗に応じた支払い、煩雑な設計変更、コスト構造の透明性の確保などを考慮

- 総価請負契約方式
- 総価契約単価合意方式
- コストプラスフィー契約・オープンブック方式
- 単価・数量精算契約方式

など

2．公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- （1）地域における社会資本を支える企業を確保する方式
- （2）若手や女性などの技術者の登用を促す方式
- （3）維持管理の技術的課題に対応した方式
- （4）発注者を支援する方式

など

※発注関係事務の運用に関する指針（解説資料）（国土交通省、令和7年3月31日）を基に作成

参加者確認型随意契約方式
（公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律）

国土交通省
令和6年6月19日公布・施行

■背景

将来的な安定経営への見通しが持てないこと等により地域建設業者の数が減少。
地域の社会資本の維持管理が困難になるおそれ。

■改正品確法　本文（抜粋）

（発注者等の責務）
第七条（略）
七　地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。

（競争が存在しないことの確認による方式）
第二十一条　発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

参加者確認型随意契約方式　概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律が令和６年６月に改正され、同法第21条に「競争が存在しないことの確認による方式」が位置付けられたことを受け、国土交通省直轄工事を対象とした**参加者の有無を確認する公募手続について定めた通知を発出**

■対象工事の要件・例

要件	＜例1＞ 維持工事等	＜例2＞ 機械設備等の専門工事等
①当該工事に**必要な技術、設備、又は体制等**からみて、その**地域において受注者になろうとする者が極めて限られている**	○**緊急時の速やかな現地対応が24時間体制**で求められ、その**地理的条件から競争参加要件を変更しても特定の一者しか参加者が見込まれない** インフラの巡視、維持管理、除雪作業 等	○**高度な技術や特殊な設備が必要**とされる 機械設備・電気通信設備等の修繕・更新・増設・改造等
かつ	かつ	かつ
②当該地域において**競争が存在しない状況が継続**すると見込まれる	○同一工区かつ同一工事内容の**過去の工事発注において**、当該地域の**特定の一者しか競争に参加していない状況が継続**	○**特定の一者以外にはその実施が困難** または ○同一工事内容の**過去の工事発注において**、**特定の一者しか競争に参加していない状況が継続**

■手続きの流れ

対象工事の選定
当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれることを確認の上、対象工事を選定

→

特定予定者の選定
工事に必要な技術、設備、又は体制等を有する者を特定予定者として選定

→

公示
特定予定者以外で、要件を満たし、参加を希望する者の有無を確認

→

特定予定者以外からの参加意思確認書の提出有無

有 → 一般競争入札へ移行

無 → **特定予定者と随意契約手続**

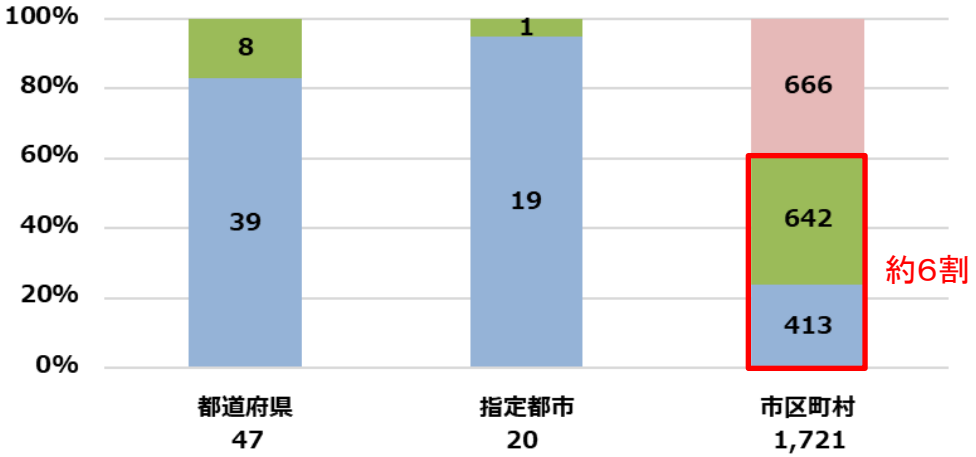
地方公共団体における総合評価落札方式の導入状況

国土交通省

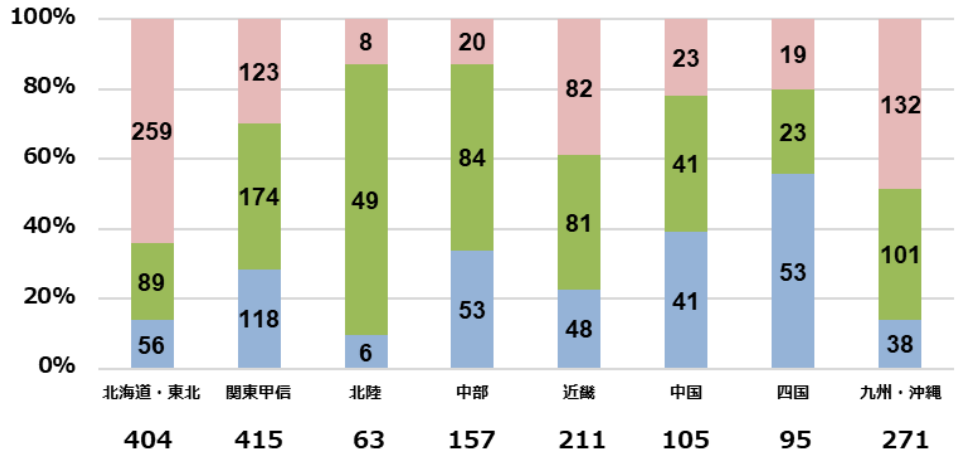
出典：令和7年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査

○ 地方公共団体における総合評価落札方式の導入状況（本格導入＋試行導入）は、都道府県・指定都市で全団体、市区町村で約６割となっている。

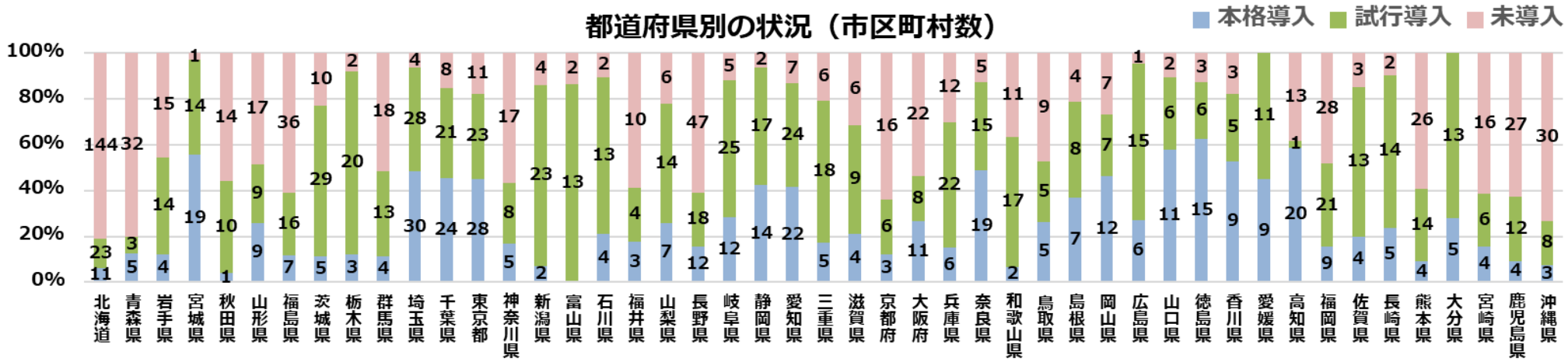
全国の状況



ブロック別の状況（市区町村数）



都道府県別の状況（市区町村数）



総合評価落札方式における評価項目（例）の採用状況

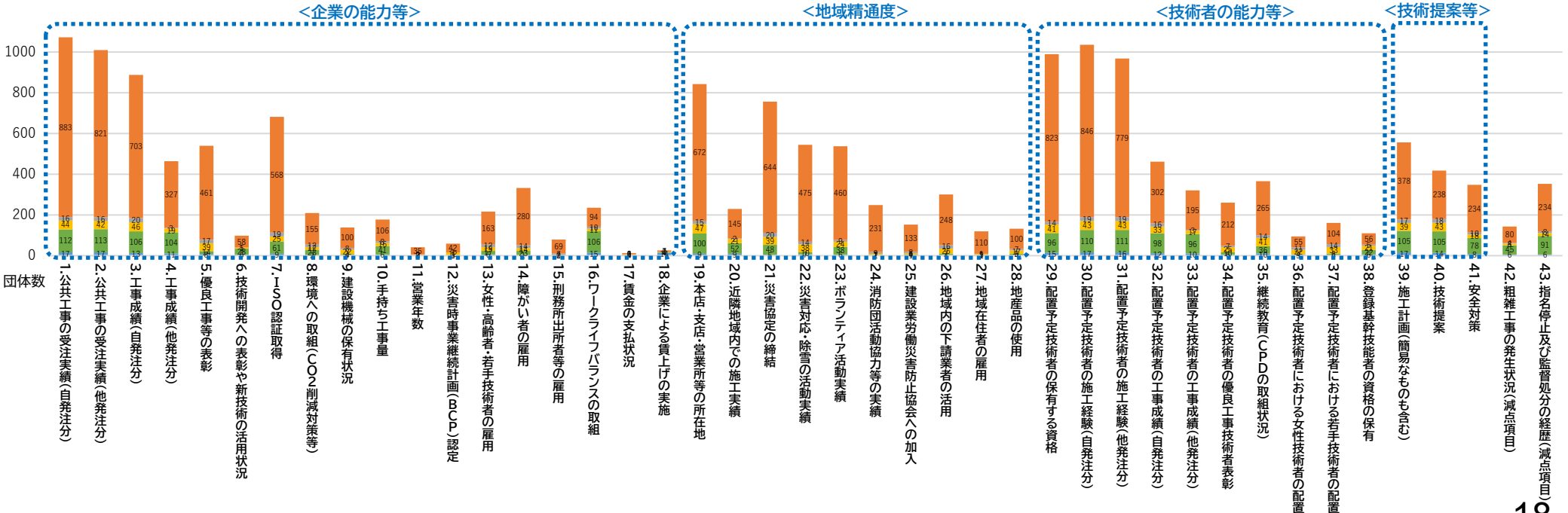
国土交通省

令和7年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和7年6月1日時点）抜粋

○ 総合評価落札方式における評価項目の一例及び各発注機関における採用状況を整理

＜評価項目（例）＞

＜企業の能力等＞ 1.公共工事の受注実績（自発注分） 2.公共工事の受注実績（他発注分） 3.工事成績（自発注分） 4.工事成績（他発注分） 5.優良工事等の表彰	6.技術開発への表彰や新技術の活用状況 7.ISO認証取得 8.環境への取組（CO2削減対策等） 9.建設機械の保有状況 10.手持ち工事量	11.営業年数 12.災害時事業継続計画（BCP）認定 13.女性・高齢者・若手技術者の雇用 14.障がい者の雇用 15.刑務所出所者等の雇用	16.ワークライフバランスの取組 17.賃金の支払状況 （公共工事設計労務単価と同等の支払い） 18.企業による賃上げの実施
＜地域精通度＞ 19.本店・支店・営業所等の所在地 20.近隣地域内での施工実績 21.災害協定の締結	22.災害対応・除雪の活動実績 23.ボランティア活動実績 24.消防団活動協力等の実績	24.消防団活動協力等の実績 25.建設業労働災害防止協会への加入 26.地域内の下請業者の活用	27.地域在住者の雇用 28.地産品の使用
＜技術者の能力等＞ 29.配置予定技術者の保有する資格 30.配置予定技術者の施工経験（自発注分） 31.配置予定技術者の施工経験（他発注分）	32.配置予定技術者の工事成績（自発注分） 33.配置予定技術者の工事成績（他発注分） 34.配置予定技術者の優良工事技術者表彰	35.継続教育（CPD）の取組状況 36.配置予定技術者における女性技術者の配置 37.配置予定技術者における若手技術者の配置 38.登録基幹技能者の資格の保有	**＜技術提案等＞** 39.施工計画（簡易なものも含む） 40.技術提案 41.安全対策
＜その他＞ 42.粗雑工事の発生状況（減点項目） 43.指名停止及び監督処分の経歴 （減点項目）	**＜その他＞　※自由記述** ・週休2日導入状況 ・CCUS導入状況 ・建退協（退職金制度）加入状況	・人材育成 ・技術者雇用状況、地域居住者採用状況等 ・新技術活用 ・難工事実績	・ICT・BIM/CIM活用 ・関連分野での技術開発の実績 ・法令順守　など



【事例】地方公共団体における入契方式の工夫（群マネ・包括発注方式）

国土交通省

○ 秋田県大館市（R6年度～）において、発注職員の負担軽減や受注者の人材等を柔軟に配置できるような仕組みを目指し、道路等の維持管理業務において「包括発注方式」（複数施設・複数年）を導入。受注者の作業の効率化や平準化に繋がるほか、受注者から地域の実態に合わせた最適な手法の提案が行われるなど、受注者の創意工夫も引き出されている。

○ 新潟県三条市（H29年度～）においても同様に、受発注者の体制確保が困難となる中、双方の負担軽減等を目的に「包括発注方式」を導入。受注者の作業の効率化や平準化に繋がっている。

秋田県大館市（R6年度～）※群マネ事例より

導入方式	**包括発注方式**
対象施設	道路・河川・公園・農林道・下水路
概要	• 道路・河川・公園・農林道・下水路の維持作業、道路の舗装・側溝工事を包括委託 • 住民要望受付・対応、作業指示は市が担当
導入理由	• 発注職員減少に伴い業務負担の増加していたことに加え、受注者も限られていた • 加えて災害対応等で維持管理に手が回らない状況が生じていたため、資源（資金・人材等）を柔軟に配置できる取り組みを検討する必要が生じていた
導入の効果	• 包括発注により契約件数を削減し、受発注者双方の入札・発注事務の負担を軽減 • 契約期間を複数年としたことや対象施設を包括化したことで、JV構成員間の相互協力 • 性能規定（道路の通行に支障がないこと等）により、受注者に作業手法や時期に裁量が生まれ、作業の効率化や作業時期の平準化に効果 • 受注者が管理者の目線で地域の実態に合わせた最適な手法・工法の提案が行われる例

新潟県三条市（H29年度～）※群マネ事例より

導入方式	**包括発注方式**
対象施設	道路・河川・公園
概要	• 道路・河川・公園維持管理業務を包括委託 • 住民要望受付・対応、受注者内での指示等の業務管理（マネジメント）も含めて包括化 • 維持管理業務のほか、作業データの分析も業務内容に含んでおり、予防的補修のために活用している
導入理由	• 発注職員減少による業務負担が増加していたことに加え、建設業就業者が急減し、将来的な維持管理や災害対応が困難となる可能性が生じていた • 市内業者の活躍を促し、地域の担い手を維持する方策を検討する必要が生じていた
導入の効果	• 包括発注により契約件数を削減し、受発注者双方の入札・発注事務の負担を軽減 • 作業状況を受発注者間で共有するためのシステムを導入することにより、対応開始から対応完了までを随時把握できるようにしたことで事務負担が軽減 • 性能規定（道路の通行に支障がないこと等）により、受注者に作業手法や時期に裁量が生まれ、作業の効率化や作業時期の平準化に効果

第2回WGでご議論いただきたい内容③

- 地方公共団体において活用が進んでいない仕組みを活用するために何が必要か。

入札契約改善推進事業の支援概要（H26～R8）

国土交通省

○ 入札契約改善推進事業（H26～R8）において支援した地方公共団体の概要を入契方式の分類別に整理

分類	事業概要	自治体名 ※下線部：CM方式導入団体
設計・施工分離発注方式 （従来発注方式）	土木工事（災害復旧事業）	珠洲市（R7）
	建築工事（庁舎等建設事業）	清瀬市（H27）、府中市（H27）、島田市（H27）、野洲市（H28）、中土佐町（H28）、善通寺市（H28）、四万十市（H30）、中富良野町（R4）、豊橋市（R5）、胎内市（R7）
	建築工事（保育園増築事業）	津南町（R4）
設計・施工一括発注方式（DB方式）	土木工事（下水道管敷設事業）	相模原市（H26）、善通寺市（H28）、横須賀市（H30）、
	建築工事（庁舎改修・改築事業）	上田市（H29）
設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）	土木工事（擁壁等更新事業、駅周辺整備事業、電線共同溝等事業）	渋谷区（H31）、四日市市（H31）、沖縄県（R5）
	建築工事（庁舎等建設事業）	新城市（H26）、水戸市（H27）、四日市市（H27）、小田原市（H28）、高松市（H28）、桜井市（H29）、入善町（R2）
	建築工事（庁舎改修・改築事業）	上田市（H29）
維持管理事業（包括発注方式等）	除雪業務	大仙市（H26）、宮城県（H26）、むつ市（H30）
	道路維持管理	上田市（R6）、伊万里市（R6）
	施設補修事業・設備更新事業	大阪府（H26）、板橋区（H29）
その他 （簡易DB方式、概算数量発注方式）	建築工事（営繕事業全般）	倉敷市（R8）、静岡県（R8） ※支援実施中
その他（各段階における事前検討）	大規模災害を想定した事前検討	徳島県・美波町（H29）
その他（平準化検討）	施工時期の平準化検討	愛川町（H30）、調布市（H31）
その他（入契方式改善・適正化等）	入契改善勉強会、検討、適性整理	岡山県（R3）、葛城市（R3）、大和高田市（R5）
その他（解体工事標準モデル検討）	用途廃止公共建築物解体事業	柏崎市（R4）

出典）国土交通省入札契約改善推進事業（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000102.html）

【事例】地方公共団体における入契方式の工夫（入札契約改善推進事業）

国土交通省

○ 上田市（H29年度支援）においては、「設計・施工一括発注方式＋技術協力タイプ＋CM方式」を導入し、発注体制の補完、受注者の創意工夫や技術力等を引き出す取組、受注者の体制確保に関する取組に係る工夫を行っている。

○ 渋谷区（H31年度支援）においては、「技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）」を導入し、受注者の創意工夫や技術力等を引き出す取組、受注者の体制確保に関する取組に係る工夫を行っている。

上田市概要（H29年度）

導入方式	• **設計･施工一括発注方式** • **技術･提案交渉方式（技術協力･施工タイプ）** • **CM方式**
対象施設	庁舎建替
対象業務	本庁舎の改築（既存庁舎Ｓ４２年竣工）、南庁舎の耐震補強及び改修
導入理由	• 期限内の完成のため、解体工事と本体工事を一体的に計画･工事できる手法、かつ設計段階から設計者と施工者双方の得意領域に関するノウハウを活用できる手法として本方式を採用 • 発注者の技術的補完を行う体制構築のためCM方式を導入
入契方式導入に際しての課題	• 早期の事業費や工程の確定のため、DB方式や技術提案･交渉方式の導入に期待をしているが、発注者の経験や体制に懸念 • 事業実施中の設計者、施工者間の技術的意見の対立に際しての調整役が必要 • 地域経済への波及効果を期待し、地元業者参入の機会を探りつつ、品質の高い工事の調達

渋谷区概要（H31年度）

導入方式	• **ECI方式** • **技術提案･交渉方式（技術協力･施工タイプ）** • **CM方式**
対象施設	橋梁
対象業務	道路構造物の更新工事（擁壁･トンネルの建替え、橋梁の土工構造物化）
導入理由	• 工事箇所は交通量が多く、周辺には住宅や店舗が並んでおり、振動や騒音等の環境に配慮する必要があることから、公示段階で仕様の前提となる条件が不確定であった。 • 設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れることで課題解決を図るために本方式を採用。
入契方式導入に際しての課題	• 発注者の体制に不安（経験不足） • 工事中の不測の事態への対応や設計変更等の職員への負担増加に対する懸念 • 不調不落対策として適切な入契方式の選定や条件設定（大規模事業へ対応できる企業の参画等）

出典）国土交通省入札契約改善推進事業（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000102.html）

【事例】地方公共団体における入契方式の工夫（入札契約改善推進事業）

国土交通省

○ 伊万里市（R6年度支援）においては、「包括発注方式（維持管理事業）」を導入し、発注者の事務負担軽減策、受注者の事務負担軽減策、受注者の体制確保に関する取組に係る工夫を行っている。

伊万里市概要（R6年度）

導入方式	**包括発注方式（維持管理事業）**
対象施設	道路
対象業務	維持管理業務等（清掃、除草・伐採）、統括マネジメント
導入理由	• 発注事務の軽減、施設の長寿命化や品質管理の向上による安全性の確保 • 業務の平準化、複数業務の包括発注により事業者の体制の確保
入契方式導入に際しての課題	• 発注者の体制不足（人員・経験） • 地域事業者等の担い手不足に伴う不調不落リスク • 個別発注では、発注ロットが小さく非効率（事業者の利益も確保できない） • 担い手や発注体制の不足といった事業特性を踏まえた適切な選定方法や入札条件の設定
その他課題	• サウンディング調査結果では、単体対応を望む意見が多く、現状から大幅な乖離のない専門性が低い業務や狭域での実施等の包括契約の実施が望まれている • R8年度からの試行を踏まえ対象施設の拡大等を検討

出典）国土交通省入札契約改善推進事業（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000102.html）

地方公共団体における入札契約方式の導入・実施における課題

国土交通省

○ 入札契約改善推進事業（H26～R8）において支援した地方公共団体の事例から課題等を整理

	設計・施工一括発注方式 （DB方式）	設計段階から施工者が関与する方式 （ECI方式）	包括発注方式（維持管理事業）
入契方式導入に際しての課題	＜共通課題＞ • 発注者の事務的・技術的負担の大きさ（体制不足）や経験不足 • 事業特性に応じた適切な選定方法や入札条件の設定 • 不調不落対策として適切な入契方式の選定や条件設定 • 合意形成等への不安 • 選定過程の透明性に不安　等		
導入事例	• 庁舎等建設事業など厳しい現場条件への対応や施工技術の反映や事業期間の短縮、工程の確実性向上が要求される工事で導入	• 庁舎等建設事業、駅周辺整備など厳しい現場条件への対応や事業期間の短縮、工程の確実性向上、コスト縮減、設計変更リスクの低減を目的として導入	• 既存施設の維持管理事業において、包括化による受注者の作業効率化と利益確保や品質の均一化、地元企業の活用・育成・体制確保のほか、受発注者の事務負担軽減等を目的に導入
発注者体制の補完	• 発注者の体制補完・強化（事業推進・発注事務・技術力）のため、一部地方公共団体では「CM方式」を導入		• （未導入）
受注者体制の課題	• サウンディングにより受注者の参加意欲・体制（設計対応等）に課題があり、設計・施工分離発注方式を選択した例もある • 事業特性により、設計・施工分離発注方式により、設計精度を高めた上でリスクを減らす選択をした例もある		• 発注者に代わり組合等が個々の工事の分担等を調整するため、組合等の業務負担が増えるといった課題

出典）国土交通省入札契約改善推進事業（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000102.html）

【事例】地方公共団体における入契方式の工夫

国土交通省

○ 北海道においては、限られた発注体制の中で設計・発注業務の効率化・簡素化を図る目的で、当初設計の数量調査を簡略化して概算数量で発注する「概算数量発注方式」（試行実施中）を導入。
○ 新潟県長岡市おいては、受発注者の業務省力化や平準化を図る目的で、「概算数量発注方式」（試行実施中）を導入。

北海道

導入方式	**概算数量発注方式　（※試行実施中）**
対象施設	営繕工事（解体工事・LED改修工事）
概要	• 当初設計の数量調査を簡略化して概算数量で発注し、契約後の現地調査結果に基づき数量を確定・精算する方式 • 発注前の設計業務を簡素化し、受発注者双方の事務負担の軽減及び円滑な事業執行を図る
導入背景	• 限られた発注体制の下、設計・発注業務の効率化・簡素化が必要だった • 通常の営繕工事では事業の計画・予算要求、実施設計、工事の各段階で1年程度要し、事業全体が長期化していた • 老朽施設の早期解体ニーズに対応するため、設計行程を効率化し、事業期間全体の短縮が必要だった
取組みの効果	• 発注者にとって、発注前の詳細な数量調査を省略でき設計に係る担当者の業務負担が軽減 • 詳細設計を実施しない発注により、計画・予算要求から工事完了までの事業全体期間が短縮 • 変動の大きい処分費等で試行的に「標準単価」を導入。入札前の見積徴収が不要となり、受注者の入札時の積算負担が軽減（実態に応じて設計変更）

新潟県長岡市

導入方式	**概算数量発注方式　（※試行実施中）**
対象施設	修繕工事（道路・営繕等）
概要	• 概算数量により契約、契約後の現地調査により数量を確定し精算する方式 • 詳細設計を省略し、設計積算・入札事務を効率化 • 舗装修繕・側溝修繕・区画線工事等で当初設計額が200万円超～2,000万円未満の工事で実施
導入背景	• 発注時の設計・積算業務を簡略化することで、受発注者双方の業務の省力化、早期発注及び施工時期の平準化を図る必要があった • 当初は主に土木工事に適用することを想定して導入を検討し、試行要領を制定
取組みの効果	• 詳細設計を省略し概算数量による発注を可能としたことで発注業務（積算等）が効率化 • 発注者にとって、詳細設計を省略し早期発注を実現することで、施工時期の平準化に繋がる • 設計変更の実施が前提となっており、軽微な数量変更も含めて現場実態に即した工事費にて精算される
課題	• 営繕工事においては、発注時の図面作成負担が減らないため、抜本的な発注事務の省力化に繋がらない

【参考】技術提案・交渉方式の手続きフロー（例）

国土交通省

技術提案・交渉方式

技術提案・交渉方式では、契約方式として「設計・施工一括発注方式」と「設計段階から施工者が関与する方式」の適用が考えられる。「設計・施工一括発注方式」として①設計・施工一括タイプ、「設計段階から施工者が関与する方式」として②技術協力・施工タイプ及び③設計交渉・施工タイプの３種類の契約タイプに分類される。

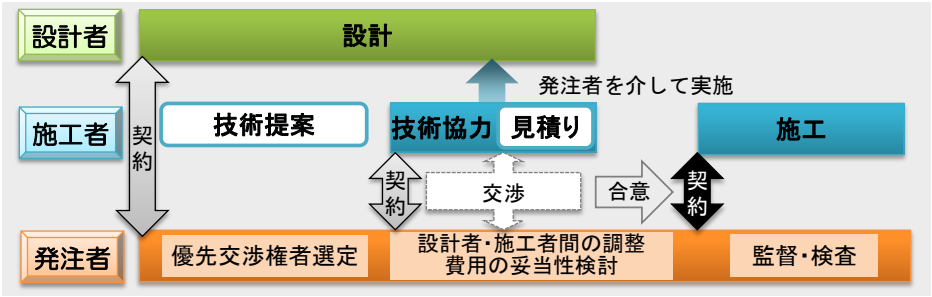
①設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結



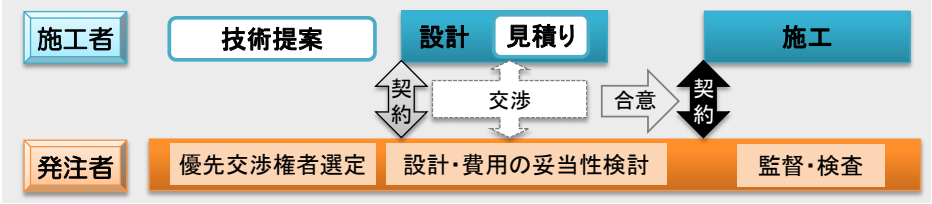
②技術協力・施工タイプ

⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結



③設計交渉・施工タイプ

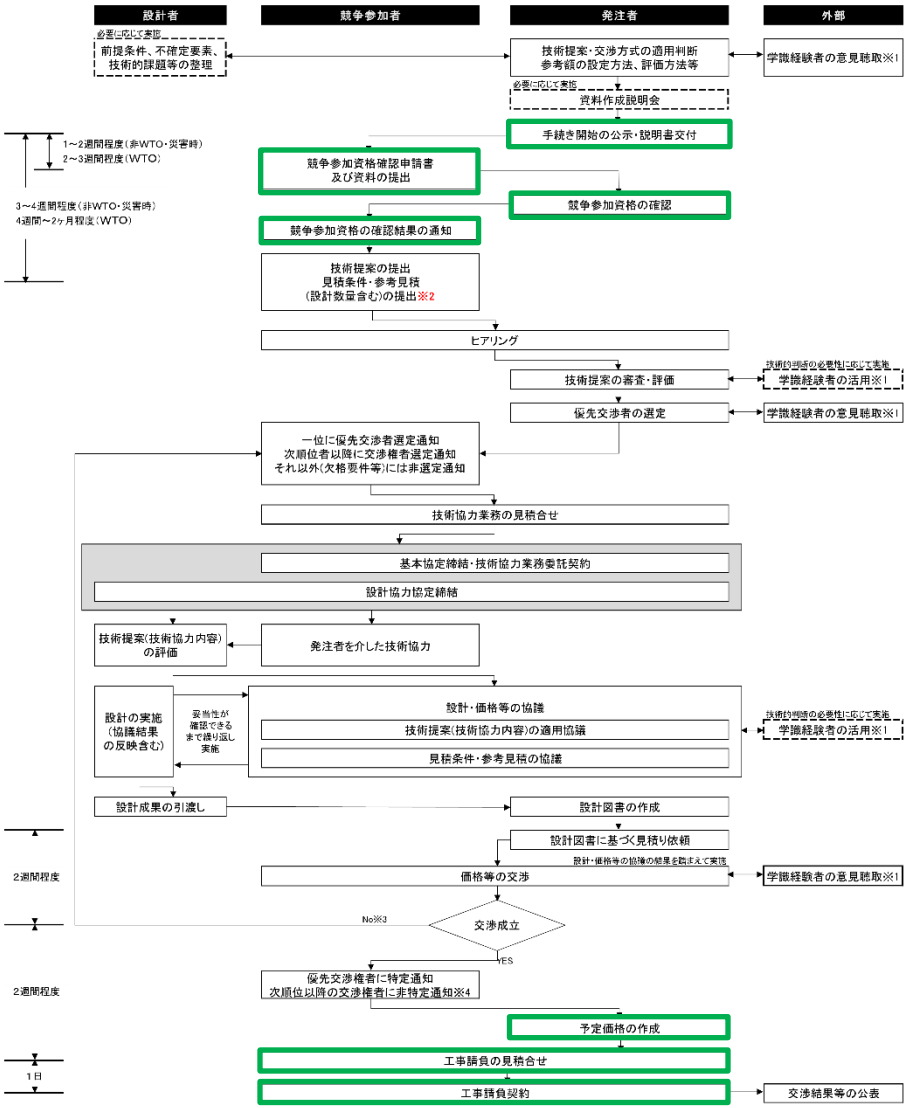
⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い施工の契約を締結



技術協力・施工タイプの手続きフロー（例）

※ 価格競争方式において実施する手続きに相当（参考）

国交省直轄工事における技術協力・施工タイプの標準的な手続きフロー



国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和２年１月）
公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン（令和４年３月）を元に作成

【事例】建設業者の技術力や創意工夫を引き出す工夫（宮崎県の事例）

国土交通省

○ 宮崎県において、発注者・設計者・施工者等が一堂に会し、施工上の課題や対応法方法に関する意見交換を行う場が設けられている。
○ 仮設計画など、施工者としての意見が適切に設計に反映されることで設計の手戻りや工事着手の遅れを防止するなどの効果があり、これによって受発注者の事務負担も軽減されている。

測量・設計段階における三者検討会（工事契約前）

目的	• 公共事業において、特に現場条件の厳しい現場にて円滑な事業執行及び良好な品質を確保するためには、発注者、測量者又は設計者及び施工技術者※が、事業目的、設計思想・条件、関係機関等との協議状況等を共有することが重要 • このため、工事発注に必要な図面、数量計算書、施工計画書等を作成する際に、発注者、測量者又は設計者及び施工技術者の三者が一堂に会して、施工上の課題や対応方法などの意見交換等を行う ※ 当該業務の現場施工に際し、地域に精通し、当該現場の施工に必要な技術力を有する者として、各種団体から推薦を受けた者
対象業務	1. 急峻な地形など施工条件が厳しい現場 2. 災害復旧など２次被害のおそれのある現場 3. 特殊工法など難易度の高い現場 4. その他、施工技術者に意見を聞くことが必要な現場
導入の背景	• 設計・施工分離発注の場合、設計段階では考慮できなかった不十分な点が判明し、設計の再検討が発生 • 設計段階において施工技術者の知見を生かし、最適な施工計画や仮設計画を立案することにより、設計の手戻り防止に期待
導入の効果	• 施工性や安全性を十分に考慮した設計を行うことにより、発注後の設計見直しを未然に防ぎ、受発注者の事務負担が軽減

公共工事三者検討会（工事契約後）

目的	• 公共工事において、円滑な事業執行及び良好な品質を確保するためには、発注者、設計者及び施工者が、事業目的、設計思想・条件、関係機関等との協議状況等を共有することが必要不可欠 • このため、発注者、設計者及び施工者が工事着手前等において一堂に会して、情報の共有及び施工上の課題や対応方法などの意見交換等を行う
対象業務	構造物、杭基礎、軟弱地盤、多自然工法による工種を有する河川・砂防、トンネル工事等のほか、技術的難易度が高い工種を有する工事や作業工程に制約がある工事などが対象
導入の背景	• 工事施工前に受注者が、設計図書の照査を実施し、設計内容に疑義がある場合に、発注者・設計社・施工者の３者が現地で協議を行うことで速やかに疑義を解消し、スムーズな現場着手に期待
導入の効果	• 施工者が工事着手前に行う詳細調査等の結果を踏まえ、実際の現場条件を的確に反映した設計へと見直しを行うことが可能となり、これによりスムーズな現場着手に繋がり、受発注者の事務負担が軽減

ご議論いただきたい内容（入札・発注のあり方）③

③ 地方公共団体において活用が進んでいない仕組みを活用するために何が必要か。

＜地方公共団体の現状＞

- 総合評価落札方式
 - 総合評価落札方式は、事務手続きの負担（体制・経験不足）、技術提案に対する審査・評価体制の構築への課題、客観的な評価項目及び手法の設定に対する不安などの理由から活用が進んでいない。
- 設計に施工者が関与する方式
 - DB方式など設計に施工者が関与する方式は、地方公共団体において比較的大規模かつ複雑な工事において採用される傾向があるが、大規模事業を前提として適した案件がないと発注者が考えていることや、導入にあたり事務負担の大きさ、適切な選定方法等が分からないことが課題となり活用が進んでいない。
 - 一方で、事業特性や受発注者の実情に応じて既存の方式に工夫を施した「概算数量発注方式/簡易DB方式」を採用するなど既存の入契方式にとらわれず対応している事例がある。
 - また、比較的導入ハードルが低い発注者・設計者・施工者による3者協議の活用により、設計図書と現場条件（仮設計画等）の不整合等といった課題を解消する事例もある。

ご議論いただきたい内容（入札・発注のあり方）③

③ 地方公共団体において活用が進んでいない仕組みを活用するために何が必要か。

＜地方公共団体の現状＞

- 包括発注方式
 - 包括発注方式について、同方式の導入にあたり、発注者の体制不足（人員・経験）、担い手や発注体制の不足といった現状の課題や事業特性を踏まえた適切な選定方法や入札条件の設定といった課題から活用が進んでいない。
 - 地方公共団体発注工事おいて、包括発注方式の活用に向けた情報発信や活用整理（入札契約フロー等）が必要ではないか。
- CM方式による発注者の体制補完
 - 地方公共団体における発注体制不足や経験不足を補う者としてCM方式の活用が考えられるが、導入に適した案件がないことや導入に係るノウハウ不足、導入に係る費用負担及び事務負担等を理由から活用が進んでいない。
 - 入契指針において、「必要に応じ、CM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用・拡大等によって業務執行体制の見直し、充実等を行う必要がある。」とされており、発注事務の実施に課題を抱える地方公共団体において、より多様な案件等において導入されるよう情報発信や活用整理（入札契約フロー、財源等）が必要ではないか。